

平成五年政令第三百三十号

計量法附則第十九条第一項の日を定める政令

内閣は、計量法（平成四年法律第五十一号）附則第十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 計量法（以下「法」という。）附則第十九条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる特定計量器を製造する者については、当該各号に定める日とする。

一 タクシメーター 平成九年五月一日

二 皮革面積計 平成十年五月一日

三 密度浮ひよう 平成十年五月一日

四 最大需要電力計 平成十年十月三十一日

五 電力量計 平成十年十月三十一日

六 無効電力量計 平成十年十月三十一日

七 照度計 平成九年五月一日

八 騒音計 平成八年五月一日

九 振動レベル計 平成八年五月一日

十 浮ひよう型比重計 平成十年五月一日

2 法附則第十九条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる特定計量器を製造する者については、法第四十条第一項の通商産業省令で定める事業の区分ごとに、当該各号に掲げる日のいずれか通商産業省令で定めるものとする。

一 質量計 平成六年五月一日、平成九年五月一日又は平成十年五月一日

二 温度計 平成七年五月一日又は平成十年五月一日

三 体積計 平成七年五月一日、平成八年五月一日又は平成九年五月一日

四 アネロイド型圧力計 平成六年五月一日又は平成八年五月一日

五 熱量計 平成七年五月一日又は平成十年五月一日

六 濃度計 平成六年五月一日、平成八年五月一日、平成九年五月一日又は平成十年五月一日

附 則

この政令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。